(第1面)

## 産業廃棄物処理計画書

令和5年5月22日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 〒299-1147

 千葉県君津市人見5-7-31

 氏 名 千葉県 千葉県企業局

 君津工業用水道事務所 所長 倉田 和之
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0439-87-8184

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	千葉県企業局 君津工業用水道事務所 人見浄水場				
事	業場の所在地	千葉県君津市人見5-7-31				
計	画 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日				
当記	当該事業場において現に行っている事業に関する事項					
	①事業の種類	大分類:電気・ガス・熱供給・水道業中分類:水道業				
	②事業の規模	給水量62,393,404m3				
	③ 従 業 員 数	26名 ※浄水場職員4名、運転業務委託者22名(うち汚泥担当:6名)				
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	凝集剤				



【前年度(  年度)集	書]			
	浿】			
産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った	t t			
産業廃棄物の量				
(これまでに実施した取組)				
【目標】				
産業廃棄物の量	t t			
(今後実施する予定の取組)				
 カ間処理に関する <b>車</b> 項				
	水汚泥)			
	0. 00 t			
	01 550 05			
産業廃棄物の量	21, 572. 25 t t			
(これまでに実施した取組)				
	中間処理にあたっては、最適な薬注率、効率的な機器運転に努めて			
<i>C1</i> C <sub>0</sub>				
【目標】				
産業廃棄物の種類 汚泥(浄	水汚泥)			
自ら熱回収を行う				
産業廃棄物の量	0 t			
自ら中間処理により減量する				
産業廃棄物の量	21, 100 t			
(今後実施する予定の取組)				
今後も中間処理にあたっては、最適な薬注率等の確率的で経済的な機器運転に努めてゆく。				
				産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)  中間処理に関する事項 【前年度(令和4年度)実績】 産業廃棄物の種類 汚泥(済 自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) 中間処理にあたっては、最適なきた。  【目標】 産業廃棄物の種類 汚泥(済 自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) 今後も中間処理にあたっては、

自身	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
		【前年度(	年度) 実績】				
		産業廃棄物の種類					
		自ら埋立処分又は					
	①現状	海洋投入処分を行った		t			
		産業廃棄物の量	H-val				
		(これまでに実施した	_ 以利.				
			/				
		【目標】					
		産業廃棄物の種類					
		自ら埋立処分又は					
	②計画	海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t			
		(今後実施する予定の	 )取組)				
		(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	· ··				
产当	       	関本る東西					
/±.7	<del>に成来物の</del> を建め安配に		E)				
		【前年度(令和4年度	E/				
	① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥(浄水汚泥)				
		全処理委託量	1, 966. 25 t	t			
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t			
		再生利用業者への 処理委託量	1, 966. 25 t	t			
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t			
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t			
		(これまでに実施した	_取組)				
		汚泥をセメントへの再					

	【目標】	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(浄水汚泥)		
	全処理委託量	2,740 t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	2,740 t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
2 計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
		(今後実施する予定の取組) 汚泥をセメントへの再資源化を行うため、収集運搬及び処分は契約 締結済である。		
※事務処理欄				

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
  - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
  - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
  - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
  - 7 ※欄は記入しないこと。